

# 要 求 書 受 領 に 係 る 対 応 概 要

| 課 所 等 名 | 日 時                                | 場 所              | 出 席 者  |   | 発 言 要 旨  |
|---------|------------------------------------|------------------|--|---|--|
|         |                                    |                  | 当 局 側  | 職 員 団 体 側   |  |
| 総 務 課   | 平成25年 3月 6日(水)<br>17:30~17:35 (5分) | 室蘭開発建設部<br>2階会議室 | 室蘭開発建設部<br>次長(総務担当) 藤田 望<br>総務課長 木村 保雄<br>総務課長補佐 長瀬 隆之 | 全北海道開発局労働組合婦人部<br>室蘭支部<br>支部代表者 山森 亜衣子<br>連絡員 木田 美智子<br>連絡員 菊地 和恵 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員団体側から<br/>私たちの要求は部員の切実な要求をもとに作られたものであり、当局として誠実な回答を求める。</li> <li>○ 当局側から<br/>交渉議題については、予備交渉において整理することとする。</li> </ul> |

全北海道開発局労働組合婦人部2013年春闘統一要求書

室蘭開発建設部長 戀塚 貴 殿

2013年3月6日

全北海道開発局労働組合婦人部室蘭支部  
支部代表者 山森 亜衣子



## 全北海道開発局労働組合婦人部2013年春闘統一要求書

### 一、健康で文化的な生活を営むための最低限度の保障をすること。

- 1 義務教育にかかる父母負担をなくするとともに、すべての教育にかかる公費負担を増やすこと。
- 2 児童手当を改善し、確実に実行すること。
- 3 出産にかかる費用の一切を国費負担とすること。当面、出産費を増額すること。
- 4 公立の産休あけ保育所、および学童保育所を設置し、その内容の充実(国の基準を上げる)をはかること。
- 5 社会保障制度の改悪を行わず、内容の充実をはかること。特に次の改善を早急に行うこと。  
①介護保険法 ②医療保険制度 ③公的年金制度

### 二、勤務条件を改善し、意欲的に働ける職場にすること。

- 1 業務量に見合った要員を確保するとともに、これ以上の組織の統廃合及び定員削減を行わないこと。
- 2 民主的な公務員制度改革の実現をはかること。
- 3 産休代替を確保すること。
- 4 準職員を定員化し、勤務条件を改善すること。
- 5 配偶者の転勤にあたっては、希望する場合は夫婦ともに転勤できるように考慮すること。
- 6 人事については民主的・公平・公正に行い、特に部内昇任を拡大すること。また、採用、配置、昇任など、職場における男女差別をなくすること。
- 7 VDT作業にあたっては、指針を徹底させるとともに、勤務条件を改善させないこと。
- 8 希望者を全員宿舎・独身寮に入れること。また改善の必要がある場合には早急に行うこと。

### 三、労働基準法、人事院規則を改正し、母性保護、権利を拡大すること。

- 1 男女がともに家庭責任を担える勤務条件を確保するとともに、実効ある男女共通規制を行うこと。
  - 2 生理休暇を特別休暇とすること。
  - 3 休暇を新設し、制度を改善すること。  
新設 ①遠隔地通院休暇 ②妊娠障害休暇 ③更年期障害休暇 ④子ども  
もの健診・予防接種時の休暇
- 改善 ①配偶者の産後休暇を二週間 ②産前休暇を八週間 ③多胎出産  
の産後休暇を一〇週間 ④結婚休暇 ⑤忌引休暇 ⑥追悼のため  
の休暇
- 4 育児休業制度、介護休暇制度及び看護休暇制度の内容の充実をはかるこ

- と。
- 5 保育時間を一日二回それぞれ一時間とし、このための交通に要する時間も認めること。
  - 6 すべての検診を全員が受診できるようにするとともに、内容の充実をはかること。

#### 四、職場要求は誠意をもって解決すること。

特に独立行政法人土木研究所寒地土木研究所の要求に対して、改善がはかられるように主務省として努力すること。

# 全北海道開発局労働組合婦人部室蘭支部

二〇一三年春闘職場要求書

1. 産前休暇・産後休暇・育児休業の申し出があった場合は、該当職場で十分な話し合いがされるよう課所長に周知・指導する事。また、必要な代替要員を配置し職員の心身の負担を軽減すること。
2. 健診実施時期を早期に示すとともに、希望者については全員受診させること。
3. 事務所等を含め、全庁舎に「分煙効果判定の基準」に対応した喫煙室を設置すること。また、分煙対策の周知徹底を図ること。

以 上

二〇一三年三月六日

北海道開発局 室蘭開発建設部

部 長 戀 塚 貴 殿

全北海道開発局労働組合

婦人部 室蘭支部

支部代表者 山 森 亜 衣 子

